

南あわじ市エネルギー価格等高騰対策一時支援金交付要綱

令和 5 年 8 月 1 日

告 示 第 1 0 2 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、エネルギー価格等の高騰により影響を受けている中小企業等の負担軽減を図るため、予算の範囲内において、エネルギー価格等高騰対策一時支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、南あわじ市補助金等交付規則（平成 17 年南あわじ市規則第 147 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小法人等 市内に事業所を有し、令和 5 年 4 月 1 日時点において、次に掲げる区分のいずれかを満たす法人（次号に掲げる小規模企業者を除く。）であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が個人又は次に掲げる区分のいずれかを満たす法人であること。

ア 資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満であること。

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下であること。

(2) 小規模企業者 市内に事業所を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。

(3) 個人事業者 市内で事業を営む個人をいう。

(支援対象者)

第 3 条 支援金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に所在地又は住所地がある中小法人等、小規模企業者又は個人事業者であること。

- (2) 令和4年と令和3年の一年間を比較して、事業に使用した光熱水費が20%以上増額していること。
- (3) 令和4年の経常収支が赤字であり、かつ、令和3年より悪化していること。
- (4) 事業を継続する意思を有すること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。
- (6) 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団員、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 南あわじ市エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付要綱（令和5年南あわじ市告示第 号）に基づく補助金の交付を受けていない者
（支援金の額）

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 中小法人等 10万円
- (2) 小規模企業者又は個人事業者 3万円

2 支援金の交付は、支援対象者につき1回限りとする。

（交付申請及び交付決定）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、エネルギー価格等高騰対策一時支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 事業所の所在地及び事業内容を記載した書類
- (2) エネルギー価格等高騰対策一時支援金承諾書（様式第2号）
- (3) エネルギー価格等高騰対策一時支援金誓約書（様式第3号）
- (4) 支援金振込先の金融機関を確認する書類
- (5) 令和4年中及び令和3年中の光熱水費が分かるもの
- (6) 令和4年中及び令和3年中の経常収支が分かるもの
- (7) 中小法人等の場合にあつては、申請時点における従業員数が確認できる書類の写し
- (8) 小規模企業者又は個人事業者の場合にあつては、本人確認書類

2 支援金の申請は、令和5年11月1日から令和5年12月28日までの期間

に申請しなければならない。ただし、郵送による申請で令和5年12月28日以前の通信日付印のあるものにあつては、当該期間内に申請されたものとみなす。

- 3 市長は、同条第1項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、エネルギー価格等高騰対策一時支援金交付決定通知書(様式第4号)より当該申請者に通知するものとする。

(支給対象からの除外)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を交付しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者
- (2) 宗教上の組織又は団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適切でないと判断するもの
(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年8月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号(第 5 条関係)

(表)

エネルギー価格等高騰対策一時支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

南あわじ市長 様

(申請者) 住所
名称
代表者氏名
電話番号

南あわじ市エネルギー価格等高騰対策一時支援金の交付を願いたく、南あわじ市エネルギー価格等高騰対策一時支援金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請いたします。

1) 申請者情報

ア) 申請者区分 中小法人等 小規模企業者 個人事業者

イ) 主たる業種 (分類) 業

ウ) 常時使用する従業員数 人

※常時使用する従業員数とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とします。

2) 支援金交付申請額

円

3) 光熱水費の増加率

令和 4 年中の 光熱水費…①	令和 3 年中の 光熱水費…②	増加率 (1 - ① / ②) × 100
円	円	%
※20%以上が対象		

※減少率には小数点以下第一位までの数字を記入してください。

4) 支援金の振込先 (申請者名義のもの)

支援の交付決定後、支援金を請求します。支援金を次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店 支所
フリガナ 口座名義人		
口座番号	普通・当座	

(裏)

添付書類

【法人】

①	事業所の所在地や事業内容を記載した書類	登記事項証明書、会社概要など
②	承諾書（様式第2号）	
③	誓約書（様式第3号）	
④	支援金の振込先の金融機関を確認する書類	申請者名義の通帳の写し（金融機関名、支店番号、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの）
⑤	令和4年中及び令和3年中の光熱水費が分かるもの	決算報告書 販管費、損益計算書
⑥	令和4年中及び令和3年中の経常収支が分かるもの	所得税青色申告決算書の1面及び2面・確定申告書別表一 法人事業概況説明書
⑦	申請時点における従業員数が確認できる書類の写し	労働者名簿、賃金台帳など

【個人】

①	事業所の所在地や事業内容を記載した書類	開業届の写し、営業許可証など
②	承諾書（様式第2号）	
③	誓約書（様式第3号）	
④	支援金の振込先の金融機関を確認する書類	申請者名義の通帳の写し（金融機関名、支店番号、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの）
⑤	令和4年中及び令和3年中の光熱水費が分かるもの	収支内訳書（一般用、農業所得用）・決算報告書 販管費、損益計算書
⑥	令和4年中及び令和3年中の経常収支が分かるもの	確定申告書第一表・所得税青色申告決算書の1面及び2面
⑦	本人確認書類	運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）、在留カード（両面）など ※いずれも申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書の住所と同一のものに限る。

※確定申告書の控えには收受日付印が押されていること。（e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。）

※確定申告の義務がない場合は「市民税の申告書類の写し」、を提出してください。

※申請者区分、業種によっては、このほか書類が必要となる場合があります。

様式第2号（第5条関係）

エネルギー価格等高騰対策一時支援金事業承諾書

私は南あわじ市エネルギー価格等高騰対策一時支援金の交付を受けるにあたり、私（事業者及び代表者）名義の市税滞納の有無について、調査（照会）することについて異議なく承諾します。

年 月 日

南あわじ市長 様

事業所所在地

事業所名

代表者住所

氏名

連絡先

様式第3号（第5条関係）

エネルギー価格等高騰対策一時支援金誓約書

私は、南あわじ市エネルギー価格等高騰対策一時支援金の交付申請をするにあたり、以下の項目について、誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約を遵守しないことがあった場合、当該支援金の交付決定の取り消し、補助金の返還を命じられても異議を申し立てません。

- 1 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- 2 市税等を滞納していないこと。

年 月 日

南あわじ市長 様

（事業者）住 所
名 称
代表者氏名
担当者氏名
連絡先

様式第4号（第5条関係）

エネルギー価格等高騰対策一時支援金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長

年 月 付けで請求のあった南あわじ市エネルギー価格等高騰対策一時支援金について南あわじ市エネルギー価格等高騰対策一時支援金交付要綱第5条第3項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

- 1 交付する 支援金交付決定額 円
- 2 交付しない
理由